

第4回天草地域医療構想調整会議

次 第

日 時：平成30年8月10日（金）
19:00～

場 所：天草広域本部会議棟2階 大会議室

開 会

議 事

- 1 天草地域医療構想調整会議における協議の進め方について【資料1】
- 2 統一様式による政策医療を担う中心的な医療機関から説明及び協議
【資料2】

済生会みすみ病院
天草中央総合病院
天草地域医療センター
上天草総合病院

報 告

- 1 病床機能転換に係る施設・設備整備への補助について 【資料3】
- 2 平成29年度病床機能報告結果について 【資料4】
- 3 地域医療介護総合確保基金（医療分）について 【資料5】

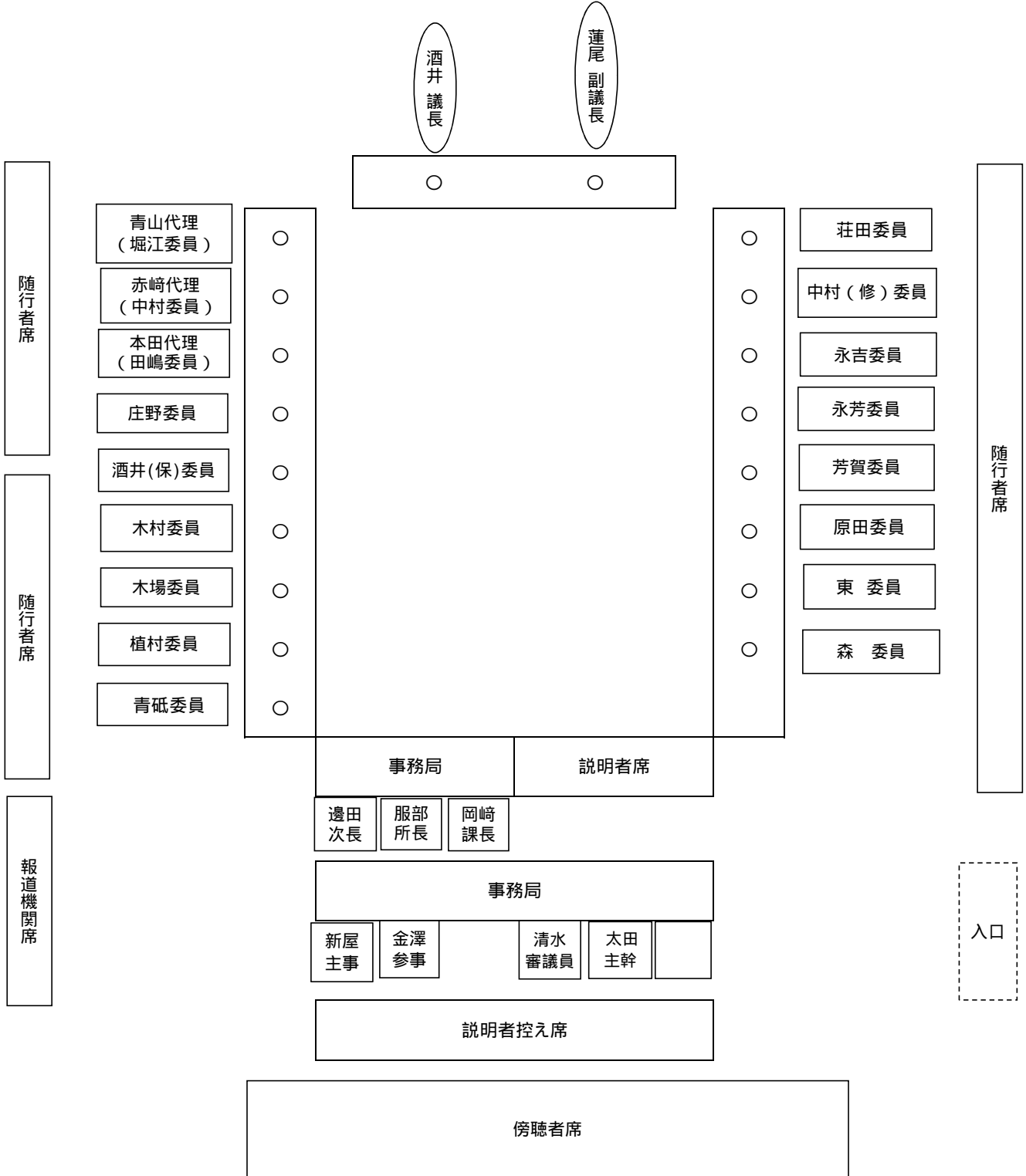
閉 会

第4回天草地域医療構想調整会議・出席者名簿

(五十音順・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	出席	備考
1	青砥 圭吾	天草都市歯科医師会 常務理事	○	
2	植村 正三郎	急性期機能を担う医療機関代表 (天草都市医師会立病院 総院長)	○	
3	木場 貴俊	一般社団法人 天草都市薬剤師会 会長		
4	木村 光宏	熊本県保険者協議会代表 (全国健康保険協会熊本支部 企画総務グループ長)	○	
5	酒井 一守	一般社団法人 天草都市医師会 会長	○	議長
6	酒井 保之	公益社団法人熊本県精神科協会代表 (酒井病院 理事長)	○	
7	庄野 弘幸	済生会みすみ病院 院長	○	
8	荘田 恭聖	在宅医療を担う医療機関代表 (荘田医院 院長)	○	
9	田嶋 章二	苓北町長	代	代理: 福祉健康課健康増進室長 本田 保
10	中村 五木	天草市長	代	代理: 健康福祉政策課長 赤崎 むつみ
11	中村 修	診療所代表 (中村医院 院長)	○	
12	永吉 正和	天草市病院事業管理者	○	
13	永芳 実	一般社団法人 天草都市医師会 理事(地域医療構想担当)	○	
14	芳賀 克夫	天草中央総合病院 院長	○	
15	蓮尾 友伸	上天草総合病院 事業管理者	○	副議長
16	原田 和則	天草地域医療センター 院長	○	
17	原田 英樹	熊本県老人福祉施設協議会代表 (梅寿荘 施設長)	欠	
18	東 一成	病院代表 (東整形外科 院長)	○	
19	堀江 隆臣	上天草市長	代	代理: 健康福祉部健康づくり推進課 課長補佐 青山 文晴
20	森 こずえ	公益社団法人 熊本県看護協会天草支部 天草地区理事	○	
21	矢野 辰志	一般社団法人熊本県老人保健施設協会代表 (天草中央総合病院附属介護老人保健施設 施設長)	欠	

第4回天草地域医療構想調整会議配席図



天草地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想(以下「地域医療構想」という。)の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、天草構想区域(以下「構想区域」という。)に天草地域医療構想調整会議(以下「天草地域調整会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 天草地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- (5) その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

(組織)

第3条 天草地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第4条 天草地域調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、天草地域調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、会長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 天草地域調整会議は、議長が招集する。

- 2 天草地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、天草地域調整会議における意見をまとめて、熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。

(庶務)

第7条 天草地域調整会議の庶務は、熊本県天草保健所総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、天草地域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月13日から施行する。